

固定資産評価額通知書（登記用）の 無料交付の廃止に関するお知らせ

神栖市と水戸地方法務局との間における電子データによる地方税法第422条の3の規定に基づく通知を開始したことに伴い、これまで不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の申請において利用されていた水戸地方法務局が交付する固定資産評価額通知依頼書による固定資産評価額通知書（登記用）の無料交付が令和7年9月30日をもって廃止されることとなりましたので、お知らせします。

令和7年10月1日以降における所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の課税標準（不動産の評価額）につきましては、神栖市が発行します有料の固定資産評価証明書や名寄せ帳の写しのほか、納税通知書に添付されています固定資産税課税明細書でも確認していただくことができます。

また、未評価土地等（公衆用道路などの評価額がない土地、年度途中に地目が変更された土地など）の課税価格の取扱いにつきましては、神栖市課税課（電話0299-90-1135）宛てお問い合わせください。

なお、所有権移転登記等を申請する際には、課税価格（不動産の評価額）の算出に使用した書面の写しの添付に御協力をお願いします。

所有権移転登記等を申請されるに当たり、御不明な点がございましたら、水戸地方法務局鹿嶋支局（0299-83-6000）宛てお問い合わせください。

令和7年9月1日

水戸地方法務局不動産登記部門